

土砂災害特別警戒区域内住宅の移転・補強に対する補助制度の周知について

■経緯

- ◆ 土砂災害特別警戒区域内住宅の移転・補強に対する補助制度について、平成30年4月に要綱を制定して以降、制度を周知するための取り組みとして、毎年度対象家屋の所有者に対し全戸訪問を行っている。
- ◆ 全戸訪問を行う際には、危機管理部局と連携し、ともに説明を行っている。

■内容

- ◆ 例年6月頃に全戸訪問を行っているが、対象72戸のうち20～30戸程度の方にしか会えていない。（不在家屋にはポスティング）
- ◆ 令和7年度は移転の補助金額が大きく拡充されたため、より多くの方に直接会い、制度の説明ができるよう、訪問時期を変更し、お盆期間に全戸訪問を行った。

■結果

- ◆ 時期を変更して訪問したが、思ったような成果は得られなかった。（例年と同程度）
- ◆ 制度の周知については、毎年度全戸訪問しているため、対象家屋の所有者のほとんどの方に一度は会えており、直接説明が出来ている。

配布資料

